評議員と役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら定款第9条及び第23条に規定する評議員 と役員の報酬及び費用弁償の支給に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、理事・監事をいう。

(出席報酬)

- 第3条 評議員及び役員が評議員会や理事会に出席した場合は、1日の出勤とみなし 別表1により報酬及び弁償費を支払うことが出来る。
 - 2 理事長、及び常勤役員はこれを適用しない。

(業務報酬)

- 第4条 理事長が、評議員会、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業(以下「事業」と言う。)の運営のために業務にあたった場合は、1日の出勤とみなし別表2により報酬及び弁償費を支払うことができる。
 - 2 評議員及び役員が評議員会、理事会以外の日において、理事長の命を受けて 法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、1日の出勤とみなし別 表3により報酬及び弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が弁償費の額を超える場合にはその実費とする。
 - 4 常勤役員はこれを適用しない。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 常勤役員には別表2により報酬を支払うことができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(退職金)

- 第7条 評議員及び役員に退職金を支給することができる。
 - 2 法務局に登記してある代表理事については、勤続年数に応じて下記の通りとする。 5年未満は支給なし。
 - 5年以上10年未満は、勤続年数×30万円。
 - 10年以上15年未満は、勤続年数×60万円。

- 15年以上20年未満は、勤続年数×100万円。
- 20年以上25年未満は、勤続年数×150万円。
- 25年以上30年未満は、勤続年数×200万円。
- 30年以上については、協議のうえ決定できるものとする。

(理事及び監事の報酬総額)

第8条 理事及び監事に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、支給基準に従って支給することができる。

報酬及び費用弁償に関する規程別表

別表1 評議員会、理事会出席報酬 (日額)

名 称	金額	弁 償 費
理事	10,000円	1,000円
評 議 員	10,000円	1,000円
監事	15,000円	1,000円

但し、同じ日に評議員会、理事会に出席した場合の費用弁償は1,000円とする

別表 2 業務報酬 (月額)

名 称	金額	弁 償 費
理事長	200,000円	1,000円
常勤役員	50,000円	就業規則適用

但し、理事長は1カ月に4日以上出勤した場合に20万円を支払うものとする 4日に満たない場合は1回につき3万円を減額する

別表3 業務報酬 (日額)

名 称	金額	弁 償 費
理事	11,000円	1,000円
評 議 員	11,000円	1,000円
監事	15,000円	1,000円

附則

- 1. 従来の規程は平成24年3月31日に廃止する。
- 2. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3. この規程は、平成24年12月15日から施行する。
- 4. この規程は、平成29年1月28日から施行する。
- 5. この規程は、平成29年3月28日から施行する。
- 6. 従来の規程は、平成29年6月26日に廃止する。
- 7. この規程は、平成29年6月27日から施行する。
- 8. この規程は、平成30年1月25日から施行する。
- 9. この規程は、平成31年3月29日から施行する。